

【緊急事態宣言下において発熱や風邪症状がある生徒への対応について】

県内の学校において、発熱などの風邪症状を有した者が、受診せず一定期間の自宅療養後、症状消失により直ちに再登校したところ、症状がぶり返し、受診したら新型コロナウイルス感染症と判定されたという事例があるとのこと。それを防ぎ、学校感染のリスクを低減させるための措置としてご協力をお願いします。

1 対象 発熱などの風邪症状を有している者



2 期間 緊急事態宣言終了日まで



3 対応について



(1) 発熱等の風邪症状(息苦しさ、強いだるさ、嗅覚・味覚異常、咳、喉の痛み、頭痛、鼻水、下痢、吐き気、嘔吐)がある場合は、かかりつけ医や医療機関受診をお願い致します。

※但し、鼻炎などの基礎疾患症状は除きます。

(2) 受診の際には、「再登校の基準」について必ず医師へ確認し、その指示に従って登校をお願い致します。

※医師の指示で自宅療養した場合、その期間も出席停止の扱いとなります。

(3) 受診しなかった場合について

【再登校の基準】

解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過していること。自宅療養の期間は出席停止の扱いとなります。

感染拡大を食い止めるため、私たちが今できることは、ひとりひとりが感染症対策の実施に努め、医療崩壊させない常識のある行動をしていくことです。

①毎日の検温・健康観察 ②手洗いまたは手指の消毒 ③マスクの着用 ④3密回避

※緊急事態宣言下においては、不要不急の外出も控えて下さいね。

